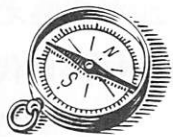


RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント&ファイナンシャルプランニング

2010年 7月 第71号 By FP Compass

◇損害保険代理店 1 1年連続減少

損保協会によりますと、損害保険代理店数は、2009年度末時点で約20.7万店と11年連続して減少していると発表しました。

代理店数は207,903店で前年に比べると9,961店減少しました。

1996年には約62万店あったので、単純に3分の1に減少しました。

チャネル別代理店数トップ5は次の通り

右側の数字は募集従事者数

- ①自動車関連業 10.1万店 59万人
(ディーラー、自動車整備工場等)
- ②専業代理店 3.4万店 20万人
- ③不動産業 2.3万店 12万人
- ④卸・小売業 0.7万店 4.4万人
- ⑤建築・建設業 0.4万店 3.4万人

その他、金融業では2,100代理店と店数こそ少ないものの規模が大きいため募集従事者数は一番多く73万人となっています。

当社は専業代理店に属していますが、人口減や経済環境等により、厳しい状況の中でも、お客様に選んでいただきFPコンパスと付き合っただけ良かったといわれるように、スタッフ一同日々研鑽を積み、邁進していきたいと存じますので、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

◇こんな所にも男女差別が

「労災保険の障害等級で、女性よりも男性の認定が低いのは不合理な差別的取り扱いで憲法に違反する」。

こんなユニークな判決が出されました。

厚生労働省は不服として控訴するか、それとも妥当として法改正するか、今後の動向が注目されます。

この事件は、顔などに重い傷が残った労働災害の補償で、男性を女性より低い障害等級と認定する国の基準は法の下での平等を定めた憲法に反するとして、京都府内の男性(35)が国に障害補償給付処分の取り消しを求めたものです。

京都地裁は「男性も顔に障害を受けたら精神的苦痛を感じる。性別による差別に合理的理由はない」として基準を違憲と判断し、処分を取り消しました。

労災の障害等の男女差別を違憲とした司法判断は初めてです。

労災保険法に基づく厚生労働省令では「外貌に著しい醜状を残すもの」として顔などのケガが残った場合、女性の障害等級を7級、男性を12級と規定しています。

7級は平均賃金の131日分が年金として生涯にわたり給付されますが、12級は151日

分を一時金として1回支払われるだけで、給付金額に大きな格差が出てきます。

国は「女性の方が外見に高い関心を持っているため、顔の傷による精神的苦痛の程度は大きい」「女性は男性より接客業などに就く割合が高く、化粧品の売上げなどから等級の差は当然」などと主張しましたが、裁判長は「具体的な根拠は示されておらず、差別と精神的苦痛の程度に強い相関関係も認められない」との国の主張を退けました。

なお、同省によりますと、重い外見の障害等級の男女差は、1936年に改正された「工場法」で定められて以降、見直されていないそうです。

同省労災補償部は「関係省庁と協議し、対応を決める」としています。

最近では、男性でも化粧をしたり、外見に高い関心を持っている人も多くなっていますので、外見上の後遺障害認定に男女間の違いがあることに対しては違和感を感じるようになりしました。

このことは、補償内容は全く違うものの、労災保険とほぼ同じ内容での障害等級を採用している自賠責保険や民間損害保険会社の傷害保険の後遺障害基準にも大きな影響を及ぼすこととなります。

過去では、当たり前とされていた価値観が半世紀以上も経過することにより、こうも変化をするものだと感じさせられました。

それにより、法律や規則なども時代の変化により現状に合わなくなったり、陳腐化することもありますので、時代の要請による変化も必要だと思いました。

◇ガンで失職の不幸を考える

ガンといえば高額な治療費などの医療関連費用に目が向いてしまいます。

医療技術の進歩により、お金の心配さえなければ様々な治療方法を選択出来る時代となったからでしょうか。

ガンに対応する保険も充実してきましたが、そのほとんどが、医療費にフォーカスした内容のものが中心となっています。

しかし、ガンにより失職や収入減少のリスクもかなり大きいのではないかと思います。

ガンによる死亡は男性の方が女性に比べ1.5倍程度高くなっていますが、30～50代の女性のガン罹患率は高くなっています。

30歳代女性は男性と比べ3.4倍、40歳代女性は2.4倍高くなっています。

このことは、現役で働いている女性が、同僚の男性よりもガンに罹りやすいともいえます。

30代は子宮頸ガン、40代は乳ガンのリスクが独身であろうと既婚者であろうと高まり、ガンによる失職や減収は避けられません。

2004年と少し古いデータになりますが、「ガンと向き合った7,885人の声」(厚生労働省研究班)によりますと、ガン診断時点で「依願退職した」人が30.5%、「解雇された」人が4.2%と以外と高い数字になりました。

病気を抱えながら自ら辞めざるを得ない状況に追い込まれていくのは大変辛いことになります。

がんとの闘病について、社会復帰後は通院で何とかかなると思っている人も少なくありませんが、副作用などにより吐き気を押さえながらの勤務は想像以上に辛いものです。

職場の中で立場もなくなり、追い込まれていく中で、自分の心のありようをどう保つかの問題となります。

生真面目な人は、会社にいたのでは迷惑になると思うようになります。

50歳を過ぎるとガンによる依願退職が増えるというのも、定年まではとてもいられない、辞めた方が楽だと決断するからだそうです。

しかし、その後の生活は大変厳しい局面に陥ります。

住宅ローンなどの借金を抱えていたり、進学を控えた子どもがいる人は、治療費もままならないことが考えられます。

ガンに罹患したときに、治療費から収入保障まで、しっかりとした、いわゆる「ガンファイナンス(ガン対策資金)」が必要となります。

ガンファイナンスとして

- ①金融資産を形成しておく。
- ②ガン治療をしっかりカバー出来る保険に加入する。
- ③ガンに罹患した時に支払われる、収入保障保険、所得補償保険、高額なガン診断給付金が支払われる保険に加入する。

①の金融資産を形成することは、ガンだけではなく人生に於ける様々なリスクに対するファイナンスとなります。

また、無病息災で無事に現役を引退した後の充実したセカンドライフ時に役に立ちますので、収入を得たときからこつこつと積み立てておくことが肝心です。

①、②、③共、目的に合った内容のものをご提案できる当社に是非ご相談していただければと思います。

◇自転車事故で高額賠償判決

自転車に背後から衝突され重い障害が残ったとして、元看護師の女性(57歳)が、自転車を運転していた当時高校生の女性(19歳)と父親に合計約5,700万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、2005年11月25日に横浜地裁であり、女性に約5,000万円の支払を命じました。

原告代理人によりますと、自転車と歩行者に事故をめぐる判決では異例の賠償額となったそうです。

判決理由で裁判官は、「被告女性は携帯電話に気を取られ、前方に注意を欠いたまま進行した。」としました。

原告側は自転車を買い与えた父親にも賠償責任があると主張しましたが、裁判官は「被告の女性は高校生で、判断能力に欠ける点はなかった。」として退けました。

判決によりますと、元看護師の女性は2002年9月4日午後7時過ぎ、路上を歩行中、帰宅途中だった被告女性の無灯火の自転車に背後から衝突され、首などにケガを負いました。

女性は手足にしびれが残って歩行困難になり、看護師の職を失いました。

警察庁の統計によりますと、2004年に自転車に関係した事故は、181,845件で、このうち、自転車対歩行者の事故は2,243件で歩行者6名が死亡しました。

自転車は手軽な乗り物ではありますが、速度を上げればそれなりの破壊力を持ちます。

まさに走る凶器となる事を自覚して運転する事を肝に銘じておかなければなりません。

◇東京海上日動あんしん生命保険 の取り扱いをはじめました

6月に東京海上日動あんしん生命保険会社との登録手続きが終了し、同社の保険商品を取り扱うことが出来るようになりました。

損保系生命保険会社では、最も規模が大きい生命保険会社となります。

これにより、皆様におきましてはより良い保険商品の選択肢が増えることとなります。

また、関連会社の東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社様との業務提携をする運びとなりました。

ライフプランセミナーやコンサルティングを通じ、官公庁を始め、大企業の団体マーケット開拓を共に展開していきます。

おかげさまで、いままで当社にて行ってきた、経営方針やファイナンシャルプランナーとしての考え方、積み重ねが認められて、このような業務提携に至った事は大変嬉しく思っています。

これからも山形県はもちろん国内における先進的な保険代理店を目指して、リスクマネジメントやファイナンシャルプランナーのスキルを駆使して皆様と社会に貢献したいと存じます。

◇こんなに簡単・

保険の仕組みセミナー

当社主催のセミナーを下記の要項にて開催いたします。

今回は「こんなに簡単・保険の仕組みセミナー」と題して行いますので、保険に対する疑問をお持ちの方や基本から学びたい方に最適なセミナーにしたいと思えます。

日 時 7月31日(土)

時 間 14:00~16:00

場 所 山形ビッグウイング4F 402号室

費 用 無料です(要予約)

筆記用具や電卓をご持参下さい

受付：多田、鈴木まで

◇保険無料相談会のご案内

生命保険・損害保険無料相談会を下記の通り開催しますので、ご希望の方は電話、EメールまたはFAXにてご予約してください。

日程：7月3日(土)・10日(土)

8月7日(土)・21日(土)・28日(土)

時間 * 10:00~ * 13:00~

* 15:00~ * 17:00~

各90分程度の相談時間となります。

場 所：FPコンパス店舗内

受 付：多田、鈴木まで

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 西塚英樹 木村正照 阿部 信 工藤 進
大西忠兵衛 阿部 尊 高橋治子 佐藤豊彦 佐藤和一 浅見洋子 深瀬幸子
多田恵子 土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp